

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇規則 鳥取県恩給給与細則の一部改正

鳥取県吏員等恩給条例施行規則の一部改正
恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退
職一時金の基礎となるべき在職期間と職員
の退職年金及び退職一時金の基礎となるべ
き在職期間との通算に関する条例施行規則
旅行あつせん業者の登録

◇告示

県営住宅の家賃
県営住宅入居者の募集
保安林指定予定の一部改正
保安林の指定解除
基本測量の実施
牛流行性感冒予防注射の実施
計量器定期検査の実施
小売さばき人の氏名変更

規則

鳥取県恩給給与細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十二年八月二十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第三十四号

鳥取県恩給給与細則（昭和三十年五月鳥取県

規則第二十二号）の一部を改正する規則

鳥取県恩給給与細則の一部を次のように改正する。

第二条中「(市町村立)の学校の公務員及びこれに準ずべき者については、退職当時の任命権者並びに県教育委員会。以下「任命権者」という。」を削る。

第十三条を次のように改める。

第十三条 規則第三十四ノ三に規定する恩給受給権存否の調査に関する申立書は、別記第三十七号様式又は第三十八号様式に準じて作成するものとする。

2 規則第三十四条ノ三第一項第三号に規定する申立書

は、別記第三十九号様式又は第四十号様式に準じて作成するものとする。
別記第三十七号様式を次のように改める。
第三十七号様式

恩給受給権存否の調査に関する申立書

(調査期日 年九月)

(甲) 一般事項について申立

- (イ) 証書記号番号 第 号
- (ロ) 受給者現住所
- (ハ) 受給者氏名
- (ニ) 支給金庫

(乙) 戸籍抄本で判らない失権、停止事由についての申立

無期又は三年をこえる懲役若しくは禁この刑に処せられたこと
三年以下の懲役又は禁この刑に処せられたこと
普通恩給受給者が恩給法上の公務員又は公務員とみなされる者若しくは地方自治法施行令第八章の規定の適用を受ける都道府県の職員として再就職
右に相違ないことを申し立てる。

がない。
がある。
がない。
がある。
していない。
している。
その届出を
していない。

備考 (乙)欄は、いずれか該当するものに○印をつけること。
第三十九号様式
増加恩給又は傷病年金の加給の原因となつて
いる者の生計関係申立書

加給の原因となつて いる者の氏名	受給者 との続柄	生計関係

右に相違ないことを申し立てる。

受給者氏名

備考 生計関係欄には、受給者と同居している者について、その同居関係を明記し、これと同居していない者については、これとの生活上の相互依存関係を詳記すること。

第四十号様式

扶助料の加給の原因となつて
いる者の生計関係申立書

年 月 日
受給者氏名
鳥取県知事 殿

備考 (乙)欄は、いずれか該当するものに○印をつけること。
別記第三十七号様式の次に次の三様式を加える。
第三十八号様式

扶助料受給権存否の調査に関する申立書

(調査期日 年九月)

(甲) 一般事項について申立

- (イ) 証書記号番号 第 号
- (ロ) 受給者現住所
- (ハ) 受給者の公務員との続柄氏名
- (ニ) 支給金庫

(乙) 戸籍謄本で判らない失権、停止事由についての申立

扶助料受給者が無期又は三年をこえる懲役若しくは禁この刑に処せられたこと
扶助料受給者が三年以下の懲役又は禁この刑に処せられたこと
右に相違ないことを申し立てる。

がない。
がある。
がない。
がある。
右に相違ないことを申し立てる。

鳥取県知事 殿 受給者氏名

加給の原因となつて いる者の氏名	公務員 との続柄	生計関係

右に相違ないことを申し立てる。

受給者氏名

備考 生計関係欄には、受給者と同居している者について、その同居関係を明記し、これと同居していない者については、これとの生活上の相互依存関係を詳記すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、昭和三十一年十月一日から適用する。

鳥取県吏員等恩給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十二年八月二十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第三十五号

鳥取県吏員等恩給条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県吏員等恩給条例施行規則（昭和三十年四月鳥取県規則第十四号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則

この規則中「退職料」を「退職年金」に、「増加退職料」を「公務傷病年金」に、「退職給与金」を「退職一時金」に、「傷病一時金」を「公務傷病一時金」に、「遺族扶助料」を「遺族年金」に、「死亡給与金」を「遺族一時金」に改める。

第一条中「（市町村立の学校の県吏員等及びこれに準ずべき者については、退職当時の任命権者及び県教育委員会。「以下任命権」者という。）」を削る。

第二条中「鳥取県吏員等恩給条例」を「鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例」に改める。

第十五条の見出しを「（遺族加給を含む遺族年金の請求）」に改める。

第四十二条中「（市町村立の学校の県吏員等及びこれに準ずべき者については、県教育委員会。）」を削る。

第四十五条第一項本文を次のように改め、同条同項第三号中「申立書」の下に「（別記第三十五号の三様式又は第三十五号の四様式）（恩給受給権存否の調査に関する申立書又は遺族年金受給権存否の調査に関する申立書に連記しこれにかえることができる）」を加え、同条第二項中「その前月」を「その前三月以内のいずれかの月」に改める。

第四十五条 受給者は、昭和の奇数年における九月に左の各号の区分に従い調査に必要な書類を添えて恩給受給権存否の調査に関する申立書（別記第三十五号様式）又は遺族年金受給権存否の調査に関する申立書（別記第三十五号の二様式）を知事に提出しなければならない。

別記第三十五号様式を次のように改める。第三十五号様式

恩給受給権存否の調査に関する申立書

（調査期月 年九月）

(甲) 一般事項についての申立	証書記号番号	第	号
(イ) 受給者現住所	受給者氏名		
(ロ) 支給金庫			
(乙) 戸籍抄本で判らない失権、停止事由についての申立	戸籍抄本で判らない失権、停止事由についての申立	がない。	がある。
	無期又は三年をこえる懲役若しくは禁この刑に処せられたこと	がない。	がある。
	三年以下の懲役又は禁この刑に処せられたこと	がない。	がある。
	退職年金受給者が県吏員又は公務員（公務員とみなされる者を含む）若しくは地方自治法施行令第八章の規定の適用を受ける他の都道府県の職員として再就職	していない。	している。
	右に相違ないことを申し立てる。	していない。	している。

鳥取県知事 受給者氏名 殿 ④

備考（乙）欄は、いずれか該当するものに○印をつけること。別記第三十五号様式の次に次の三様式を加える。

第三十五号の二様式

遺族年金受給権存否の調査に関する申立書

（調査期月 年九月）

(甲) 一般事項についての申立	証書記号番号	第	号
(イ) 受給者現住所	受給者の県吏員との続柄氏名		
(ロ) 支給金庫			
(乙) 戸籍抄本で判らない失権、停止事由についての申立	戸籍抄本で判らない失権、停止事由についての申立	がない。	がある。
	遺族年金受給者が無期又は三年をこえる懲役若しくは禁この刑に処せられたこと	がない。	がある。
	遺族年金受給者が三年以下の懲役又は禁この刑に処せられたこと	がない。	がある。
	右に相違ないことを申し立てる。	していない。	している。

鳥取県知事 受給者氏名 殿 ④

備考（乙）欄は、いずれか該当するものに○印をつけること。第三十五号の三様式 公務傷病年金の加給の原因となつて生計関係申立書

加給の原因となつて いる者の氏名	受給者 との続柄	生計関係

右に相違ないことを申し立てる。

年 月 日

受給者氏名

備考 生計関係欄には、受給者と同居している者についてはその同居関係を明記し、これと同居していない者については、これらの生活上の相互依存関係を詳記すること。

第三十五号の四様式

遺族年金の加給の原因となつて
いる者の生計
関係申立書

加給の原因となつて いる者の氏名	県吏員 との続柄	生計関係

右に相違ないことを申し立てる。

年 月 日

受給者氏名

備考 生計関係欄には、受給者と同居している者についてはその同居関係を明記し、これと同居していない者については、これと生活上の相互依存関係を詳記すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定及び第四十二条の改正規定は、昭和三十一年十月一日から、その他の改正規定は昭和三十一年七月一日から適用する。

恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則をここに公布する。

昭和三十一年八月二十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第三十六号

恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則

(目的)

第一条 この規則は、恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和三十一年七月鳥取県条例第二十九号。以下「条例」という。）第十三条の規定により条例の施行に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(就職、退職の通知及び就職の届出)

第二条 他の都道府県の退職年金権又は普通恩給権を有する者が職員となつたとき及びその者が退職したときにおいて、条例第十条の規定により知事が措置しなければならぬ通知は、別記第一号様式から第五号様式

までによるものとする。

2 普退恩給権又は他の都道府県の退職年金権を有する者が職員となつたときにおいて、条例第十一条の規定によりその者が行わねばならない届出は、別記第六号様式及び第七号様式によるものとする。

(選択の届出及び届出並びに通知)

第三条 条例附則第二条の規定により在職期間の通算を希望する者があるときにおいて、その者が行わねばならない届出及び届出は、別記第八号様式及び第九号様式並びに第十二号様式及び第十三号様式によるものとする。

2 条例附則第七条の規定により知事が措置しなければならぬ通知は、別記第十号様式及び第十一号様式によるものとする。

(選択しないことの届出)

第四条 条例附則第三条の規定により在職期間の通算を希望しない者があるときにおいて、その者が行う届出は、別記第十四号様式によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年八月一日から適用する。

別記第一号様式

退職年金権者就職通知書			
就職した 県名	鳥取県	退職年 金権者	現住所
就職した 職名		氏名	
就職した 年月日	年月日	生年月日	年月日
退職事由		退職年金証書 記号番号	

右のとおり貴県退職年金権者が就職したから、地方自治法施行令第七十四条の五十七第一項の規定に基く退職年金の支給停止に關し措置されたく、同令第七十四条の六十二第一項の規定に基き通知する。

年 月 日

鳥取県知事 殿

別記第二号様式

普通恩給権者就職通知書

就職した 県名	鳥取県	普通 恩給 権者	現住所
就職した 職名		氏名	
就職した 年月日	年月日	生年月日	年月日
退職事由		普通恩給証書 記号番号	
		普通恩給権裁 定庁名	

右のとおり普通恩給権者が就職したから、地方自治法施行令第七十四条の五十七第二項の規定による普通恩給の支給停止に關し措置されたく、同令第七十四条の六十二第三項の規定に基き通知する。

年 月 日

鳥取県知事 殿

別記第三号様式

退職年金権者退職通知書			
退職した 県名	鳥取県	退職 年金	現住所
退職した 職名		氏名	
退職した 年月日	年月日	生年月日	年月日
退職事由		退職年金証書 記号番号	

右のとおり貴県の退職年金権者が退職したが、本県の遺族年金権は発生しないものであるので、地方自治法施行令第七十四条の五十七第一項の規定に基く退職年金の支給停止の解除に關し措置されたく、同令第七十四条の六十二第一項及び第二項の規定に基き通知する。

年 月 日

鳥取県知事 殿

註 この様式は、他の都道府県の退職年金権を有する者が都道府県の職員を退職した場合において、当該都道府県の退職年金権又は遺族年金権が発生しないときのものであること。

別記第四号様式

退職年金権者退職通知書			
退職した 県名	鳥取県	退職 年金	現住所
退職した 職名		氏名	
退職した 年月日	年月日	生年月日	年月日
退職事由		退職年金証書 記号番号	

右のとおり貴県の退職年金権者が退職したが、別紙写のとおり本県の遺族年金権の裁定をしたので、地方自治法施行令第七十四条の五十七第一項の規定に基く貴県退職年金権の消滅に關し措置されたく、同令第七十四条の六十二第一項及び第二項の規定に基き通知する。

年 月 日

鳥取県知事 殿

註 この様式は、他の都道府県の退職年金権を有する者が都道府県の職員を退職した場合において、当該都道府県の退職年金権又は遺族年金権が発生するときのものであること。

別記第五号様式

普通恩給権者退職通知書

退職した 名	鳥取県	普通 恩給 氏名	現住所
退職時の 職名		権者 生年月日	年月日
年月日	年月日	普通恩給証書 記号番号	
退職事由		普通恩給権者 定庁名	

右のとおり普通恩給権者が退職したから、地方自治法施行令第七十四条の五十七第二項の規定による普通恩給の支給停止の解除に關し措置されたく、同令第七十四条の六十二第三項の規定に基き通知する。

年 月 日
鳥取県知事 殿

別記第六号様式

普通恩給権者就職届出書

就職した 名	鳥取県	普通恩給証書 記号番号
就職した 職名		普通恩給の年 類
年月日	年月日	円

右のとおり就職しましたから、別紙就職証明書を添え、地方自治法施行令第七十四条の六十四第一項の規定に基き恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に關する条例(昭和三十二年条例第二十九号)第十一條の規定により届け出ます。

年 月 日
現住所 氏名 殿

別記第七号様式

退職年金権者就職届出書

就職した 名	鳥取県	退職年金証書 記号番号
就職した 職名		退職年金の年 類
年月日	年月日	円

右のとおり就職しましたから、別紙就職証明書を添え、地方自治法施行令第七十四条の六十四第一項の規定に基き恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に關する条例(昭和三十二年条例第二十九号)第十一條の規定により届け出ます。

年 月 日
現住所 氏名 殿

別記第八号様式

通算希望申出書

地方自治法施行令の一部を改正する政令(昭和三十二年政令第二十一号)附則第四條第一項(第二項)の規定に基き恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に關する条例(昭和三十二年条例第二十九号)附則第二條第一項(第二項)の規定により在職期間の通算を希望することを申し出ます。

年 月 日
現職名 (退職時の職名)
氏名 殿

(就職証明書添付)

(就職証明書添付)

註 この様式は、本人が申出をする場合のものであること。

別記第九号様式

通算希望申出書

地方自治法施行令の一部を改正する政令（昭和三十二年政令第二十一号）附則第四条第二項の規定に基く恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和三十二年条例第二十九号）附則第二条第二項の規定により在職期間の通算を希望することを申し出ます。

年 月 日
退職した職員の職名
退職した職員の氏名
退職年月日
死亡年月日
職員との身分関係
本籍地
現住所

鳥取県 氏名 殿
氏名 殿

註 この様式は、職員の遺族が申出をする場合のものであること。

別記第十二号様式

退職年金権者通算撰択による通知書

就職して いる県名	鳥取県	退職 年金 権者 生年月日	現住所 氏名
就職して いる職名		退職 年月日	
在職期間 通算撰択 申出年月日	年月日	退職年金証書 記号番号	年月日

右のとおり貴県退職年金権者が在職期間の通算撰択の申出をしたから、地方自治法施行令第七十四条の五十七第二項の規定に基く退職年金の支給停止に關し措置された、別紙在職期間通算希望申出書の写を添え、同令第七十四条の六十二第一項及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（昭和三十二年政令第二十一号）附則第五条の規定に基き通知する。

年 月 日
鳥取県知事 殿
鳥取県知事 殿

別記第十号様式

普通恩給権者通算撰択による通知書

就職して いる県名	鳥取県	普通 恩給 権者 生年月日	現住所 氏名
就職して いる職名		普通恩給の年 類	
在職期間 通算撰択 申出年月日	年月日	普通恩給証書 記号番号	年月日
		普通恩給権裁 定庁名	

右のとおり普通恩給権者が在職期間の通算撰択の申出をしたから、地方自治法施行法第七十四条の五十七第二項の規定による普通恩給の支給停止に關し措置された、別紙在職期間通算撰択申出書の写を添え、同令第七十四条の六十二第一項及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（昭和三十二年政令第二十一号）附則第五条の規定に基き通知する。

年 月 日
鳥取県知事 殿
鳥取県知事 殿

別記第十二号様式

普通恩給権者通算希望申出による届出書

就職して いる県名	鳥取県	普通恩給証書 記号番号	
就職して いる職名		普通恩給の年 類	
在職期間 通算希望 申出年月日	年月日		

右のとおり地方自治法施行令の一部を改正する政令（昭和三十二年政令第二十一号）附則第四条第一項の規定に基き在職期間の通算を希望する申出をしましたから別紙通算希望申出書の写を添え、地方自治法施行令の一部を改正する政令（昭和三十二年政令第二十一号）附則第五条の規定に基く恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和三十二年条例第二十九号）第十一條及び附則第七条の規定により届け出ます。

年 月 日
現住所
氏名 殿
氏名 殿

別記第十三号様式

退職年金権者通算希望申出による届出書

就職している氏名	鳥取県	退職年金証書記号番号	
就職している職名		退職年金の年	
在職期間通算希望申出年月日	年 月 日	年 月 日	円

右のとおり地方自治法施行令の一部を改正する政令(昭和三十三年政令第二十一号)附則第四条第一項の規定に基き在職期間の通算を希望する申出をしましたから、別紙通算希望申出書の写を添え、地方自治法施行令の一部を改正する政令(昭和三十三年政令第二十一号)附則第五条の規定に基き恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和三十三年条例第二十九号)第十一条及び附則第七条の規定により届け出ます。

年 月 日

現住所 氏名 殿

鳥取県 殿

別記第十四号様式

通算を希望しない申出書

地方自治法施行令の一部を改正する政令(昭和三十三年政令第二十一号)附則第十一条第一項の規定に基き恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和三十三年条例第二十九号)附則第三条の規定により在職期間の通算を希望しないことを申し出ます。

年 月 日

現住所 氏名 殿

退職時の職名 殿

鳥取県知事 殿

註 この様式は、本人が申出する場合のものであること。

告示

鳥取県告示第四百十四号

旅行あつ、旋業法施行令(昭和二十七年政令第四百十六号)第三条の規定により次のとおり旅行あつ、旋業者登録簿に

登録番号 登録年月日 名称及び商号

邦人第三号 昭和三十三年 株式会社丸総本社
 八月二十七日 倉吉営業所
 " " 米子営業所
 " " 松江営業所

鳥取県告示第四百十五号

鳥取市、米子市及び境港市に設置した鳥取県営住宅の家賃を次のように定める。

昭和三十三年八月二十七日
 鳥取県知事 遠藤 茂

登録した。

昭和三十三年八月二十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

営業所の所在地 代表者氏名

鳥取市東品治町六二番地 米原章三
 倉吉市塚町二丁目二五三番地
 米子市東町三八番地
 松江市殿町三三〇番地

設置場所	構造	戸数	坪数	取当
鳥取市川下町	簡易耐火(三階付)	五十二	六畳二	二、三一五
境港市		十二	四畳二	二、三〇九
米子市	中層耐火	十二	六畳二	二、四五八
米子市	中層耐火	六	六畳一	一、七二五
米子市	小家族向	三	八	一、七二五

鳥取県告示第四百十六号

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第十六条
第一項の規定によつて鳥取県公営住宅入居者を次のように

募集する。

昭和三十三年八月二十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 住宅の概要

設置場所	構造	戸数	坪数	戸当り	
				家賃	敷金
鳥取市川下町 境港市花町	簡易耐火 (二階付)	五	十二	二、三一五	六、九四五
米子市皆生	中層耐火 (小家族向)	A	十二	二、三〇九	六、九二七
		B	六	二、四五八	七、三七四
		八	二	一、七二五	五、一七五

二 入居者の受付期日

昭和三十三年八月二十七日から
昭和三十三年九月二日まで
七日間

設置場所

鳥取市川下町

境港市花町

米子市皆生

米子市久米町

米子土木出張所

受付場所

鳥取市東町県庁

建築課

四 入居の期日

別に指定する。(九月下旬の予定)

五 入居申込者の資格

(一) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻の關係と同様の事情にある者、その他の婚姻の予約者を含む。）があること。

(二) 入居申込者（同居しようとする親族を含む。）の毎月の収入の合計額から扶養親族一人につき千円を控除した額が家賃の六倍以上十五倍（その額が三万二千円をこえるときは三万二千円）以下であつて家賃の支払能力を有し、保証人二人以上ある者。

六 入居申込者の選考基準

(一) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者。

(二) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者。

(三) 住宅の規模又は間取りと世帯構成との關係から衛生上又は風教上不適當な居住状態にある者。

(四) 正当な理由による立退の請求を受け、適當な立退先がないため困窮している者。（自己の責に帰すべき理由に基く場合を除く。）

(五) 住宅がないため勤務の場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者。又は毎月の収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者。

(六) 前各号に該当する者の外現に住宅に困窮していることが明らかな者。

七 入居の申込について要する書類

入居の申込者は、県営住宅入居申込書（倉吉土木出張所、米子土木出張所又は建築課にそなえる）に次の書類を添えて受付期間内に建築課及び米子土木出張所に提出すること。

(一) 五の(一)の現に同居し又は同居しようとする親族全員の市町村長の証明書（住民登録証明書）

- (四) 五の(四)の収入に関する証明書
- (六) 六の各号の一に該当する旨の担当民生委員の証明書

- 米子市皆生住宅 九月六日 米子市役所 午後一時から
- 境港市花町住宅 九月七日 境港市明治町 午前九時から
- 境公民館

八 入居者の選考
 実態調査の上入居申込者の数が募集の戸数を超えるときは、公開抽せんの方法により決定する。
 九 抽せんの場所及び期日

鳥取県告示第四百十七号
 昭和三十二年四月鳥取県告示第六十号(保安林指定予定について)の一部を次のように改正する。
 昭和三十二年八月二十七日

住宅名 と き 抽せん場所
 鳥取市大森住宅 九月四日 県立図書館講堂
 午前九時から

鳥取県知事 遠 藤 茂

表 中	「日野	石見	神戸上	焼山下	三、一四六	六、二〇〇	一五、二〇〇	一五、二〇〇	小面積の 区分皆伐	水源か ん養林	鳥取県知事
	同	同	同	モ蔵	ノ一	ノ一	一〇、四〇〇	一〇、四〇〇	同	同	同
	同	同	同	同	三、一四七	四、七七八	一〇、四〇〇	一〇、四〇〇	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	二、七四八	五、一〇〇〇	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	二、七四八	五、一〇〇〇	同	同	同

鳥取県告示第四百十八号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条
 及び森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)

第二条の規定により次の保安林の指定を解除した。
 昭和三十二年八月二十七日
 鳥取県知事 遠 藤 茂

「同	江府	吉原	池ノヒラ	五四	三、六八八	四、〇〇〇	四、〇〇〇	同	同	同
同	同	同	同	五五	三、三三三	三、三三三	三、三三三	同	同	同
同	同	同	同	五六	三、三三三	三、三三三	三、三三三	同	同	同

所 在 場 所	全 面 積	解 除 面 積	指 定 の 目 的	所 有 者	申 請 者
市郡一町村一大字一宇一地一番	台帳一実測	台帳一実測	解除の理由		
鳥取 賀露 上浜	一、七〇三 ノ一七六	一、四一〇 一、四一〇	風害の防備 指定理由の 消滅	鳥取市	鳥取市長 入江 利
同 同 同	一、七〇三 ノ四三七	七、九二二 七、九二二	同	同	同

鳥取県告示第四百十九号
 次のとおり基本測量を実施する旨建設省地理調査所長か
 ら通知を受けた。
 昭和三十二年八月二十七日

- 一 作業種類 鳥取県知事 遠 藤 茂
- 二 作業期間 昭和三十三年八月三十日から昭和三十三年十月三十一日まで
- 三 作業地域 鳥取県
米子市、境港市、倉吉市日野郡、東伯郡、西伯郡、気高郡

鳥取県告示第四百二十号

次のように牛の流行性感胃予防注射を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により牛の所有者に対して注射をうけることを命ずる。

昭和三十三年八月二十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 牛の流行性感胃予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 牛 ただし生後三箇月以内、分娩前後一箇月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射免除の方法
牛の流行性感胃予防液の皮下注射、ただし注射は二回注射とする。

実施期日	実施区域	実施場所
九月四日	岸本町 (八郷地区)	丸山、林ヶ原、清山家畜検診所
"	西伯町 (東長田地区)	東長田
" 六日	" (上長田地区)	上長田
"	米子市 (成実地区)	成実、橋本、新山
" 十三日	岸本町 (幡郷地区)	大寺、坂長、殿河内
"	米子市 (尙徳地区)	青木、実久、榎原

十六日、二十日 会見町 (手間地区) 西原、諸木、由住

鳥取県告示第四百二十二号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百四十条の規定により、鳥取市の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和三十三年八月二十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

検査日時	検査区域	検査場所
九月十日 午前九時から 午後四時まで	鳥取市のうち久松 醇風、遷喬、修立	鳥取東高等学校
" 十一日 "	日進、明徳、富桑	修立小学校
" 十二日 "	および賀露小学校	遷喬小学校
" 十三日 "	の校区ならびに稲	"
" 十六日 "	葉山小学校の校区	醇風小学校
" 十七日 "	のうち立川町三、	日進小学校
" 十八日 "	四、五丁目、連隊	"
" 十九日 "	前、緑町一、二区	富桑小学校
" 二十日 "	旭町、美保小学校	明徳小学校
" 二十四日 "	の校区のうち富安	鳥取市設魚市場

二十五日、二十六日、二十七日 鳥取市役所賀露地区主任詰所

備考 計量法第四百二十二条但書による所在場所で行う定期検査については、実施の場所をその所在場所とし、実施期間を昭和三十三年九月十日から十月九日までとする。

鳥取県告示第四百二十二号

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項の規定により指定した小売さばきの氏名に次のように変更があつた。

昭和三十三年八月二十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

番号

三〇二

氏

鳥取県職員組合倉吉土木出張所支部
中井 譲

名

新鳥取県職員組合倉吉土木出張所支部
長棟 秀泰

小売さばき場所

倉吉市巖城字二重土手
六三七

変更年月日

昭和三十三年七月一日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発

行

鳥取県

鳥取市

東町

取

印

刷

所

県